

【刑 法】

問題 次の〔事例〕に基づき、甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点を除く）。

〔事例〕

某日、甲は、自宅で知人Aと酒を飲んでいたところ、ささいなことをきっかけとして口論になり、激高してとっさにAを殺害することを決意し、部屋にあった金属バットでAの頭部を殴打した。Aは、頭蓋骨を骨折する重傷を負い、その場に意識を失って倒れた。甲は、Aがぐったりとして動かなくなったので、Aが死んだものと思った。

その直後、友人乙が甲宅を訪ねてきて、頭から血を流して倒れているAを見て驚いたが、Aが息をしていないようだったので、乙もAが死んでいるものと思った。

甲は、乙に対し、上記の自分がAを殺害しようとして決意して金属バットで殴った経緯を説明したうえ、「Aの死体をB山に運んで埋めるので手伝ってほしい。」と言って頼んだところ、乙は、これを承諾した。

AのそばにAの手提げかばんが置いてあったので、甲がそのかばんの中身を見たところ、現金2万円とA名義のC信販会社クレジットカード1枚が入っていた。甲は、乙にそれらを見せながら、「ついでだから現金はもらっておこう。1万円ずつ山分けだ。手提げかばんとクレジットカードはAの死体と一緒に埋めてしまおう。」と言って、乙にAの手提げかばんの中にあつた1万円を渡し、乙は、黙ってうなずきながら1万円を受け取った。甲は、残りの1万円を自分の上着ポケットに入れた。

その日の深夜、甲と乙は、甲の自動車の後部座席にAを運び込んだ。乙は、Aの手提げかばんを後部座席に置いたが、その時、A名義のC信販会社クレジットカードが欲しくなり、甲には黙って、Aの手提げかばんからクレジットカードを抜き取り、自分のズボンのポケットに入れた。

甲が自動車を運転し、乙は助手席に座っていた。B山に向かう途中、甲は自動車の運転に気を取られていたため気付かなかったが、乙は、Aが一度身動きしたことから、Aが活着ていることに気付いた。しかし、乙は、前からAに恨みをもっていたことから、このまま生き埋めにして殺してやろうと考え、甲にはAが活着ていることを知らせなかった。

B山に到着し、甲と乙は一緒に穴を掘り、その中にAを投げ込み、Aの手提げかばんも投げ込んだ。甲と乙は土を穴に戻し、Aと手提げかばんを埋めた。甲は、Aが活着ていることにも、乙が手提げかばんからクレジットカードを抜き取ったことにも、まったく気付かなかった。その後まもなく、Aは穴の中で窒息死した。